

1. 調査の目的

平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、地方公共団体は、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等も踏まえ、文部科学省は、地方公共団体における就学機会の提供等に係る対応状況、協議会の設置状況、その他夜間中学に関する詳細な実態等について調査を実施し、今後の夜間中学の設置や充実に向けた施策の推進に活用する。

2. 調査時点

平成29年7月1日

3. 調査の対象

都道府県教育委員会(47)、市区町村教育委員会(1,741)、夜間中学(31)

4. 主な調査事項

【都道府県調査】【市区町村調査】

- 教育機会確保法第14条に基づき講じた措置
- 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況
- 自主夜間中学や識字講座等への支援状況

【夜間中学調査】

- 教職員等の状況
- 学年・学校・属性・年齢・国籍別生徒数
- 夜間中学入学理由
- 夜間中学における教育課程特例の導入状況
- 学齢超過者の入学要件
- 就学援助等の経済的支援の状況 等

【夜間中学とは】

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられたもの。
- 現在では、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を中心に教育を行っている。

目次

■ 都道府県調査

- 1-1.教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置【7】
- 1-2.夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討の状況【7】
- 2-1.教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況【8】
- 2-2.協議会の構成員【8】
- 3-1.域内の夜間中学(市区町村立)の有無【9】
- 3-2.夜間中学(市区立)への支援状況【9】
- 4-1.自主夜間中学や識字講座等の把握状況【10】
- 4-2.自主夜間中学や識字講座等への支援【10】
- 5.夜間中学等における就学機会の提供等に関する問合せの状況【11】
- 6-1.特別支援学校における義務教育未修了者の受け入れ状況【12】
- 6-2.特別支援学校における義務教育未修了者の受け入れ要件【12】

■ 市区町村調査

- 1-1.教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置【15】
- 1-2.夜間中学(市区町村立)の新設に向けた検討の状況【16】
- 2.教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況【16】
- 3-1.自主夜間中学や識字講座等の把握状況【17】
- 3-2.自主夜間中学や識字講座等への支援【17】
- 4.夜間中学等における就学機会の提供等に関する問合せの状況【18】

■ 夜間中学調査

【学校調査】

- 1-1.夜間中学に配置されている教職員数(専任・兼任別、給与負担別)【21】
- 1-2.夜間中学に配置されているその他の職員【22】
- 2-1.学年別の生徒数【22】
- 2-2.学校別の生徒数【23】
- 2-3.属性別の生徒数【24】
- 2-4.年齢別の生徒数【24】
- 2-5.日本国籍を有しない者の国・地域別生徒数【25】
- 2-6.夜間中学入学理由【26】
- 2-7.夜間中学卒業後の状況(平成28年度卒業生)【27】
- 3.夜間中学における教育課程特例の導入状況【27】

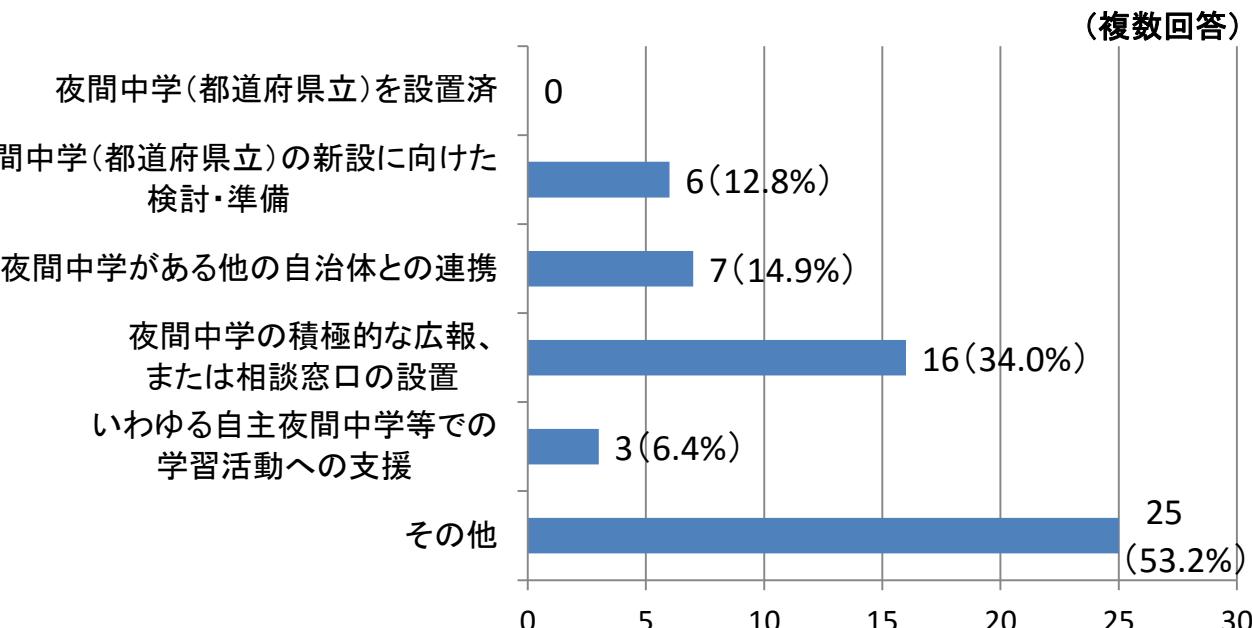
【夜間中学を設置する教育委員会調査】

- 1.学齢超過者の入学要件【28】
- 2.不登校となっている学齢生徒の受け入れに向けた検討状況【28】
- 3-1.夜間中学への支援状況【29】
- 3-2.就学援助に類する経済的支援の認定要件1【29】
- 3-3.就学援助に類する経済的支援の認定要件2【30】
- 3-4.夜間中学の給食費の負担状況【31】



都道府県調査

1-1. 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置



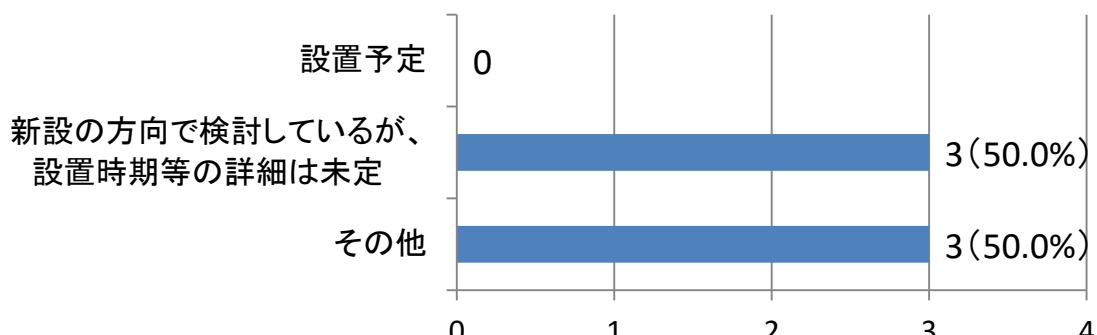
「その他」の主な内容

- ・夜間中学設置のニーズについての、調査対象及び調査方法の検討
- ・設置に向けて市教育委員会と共同調査を実施
- ・先進地視察等による情報収集や県内市町村との意見交換を実施

回答: 47都道府県

1-2. 夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討の状況

1-1において、「夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討・準備」と回答した都道府県の検討状況

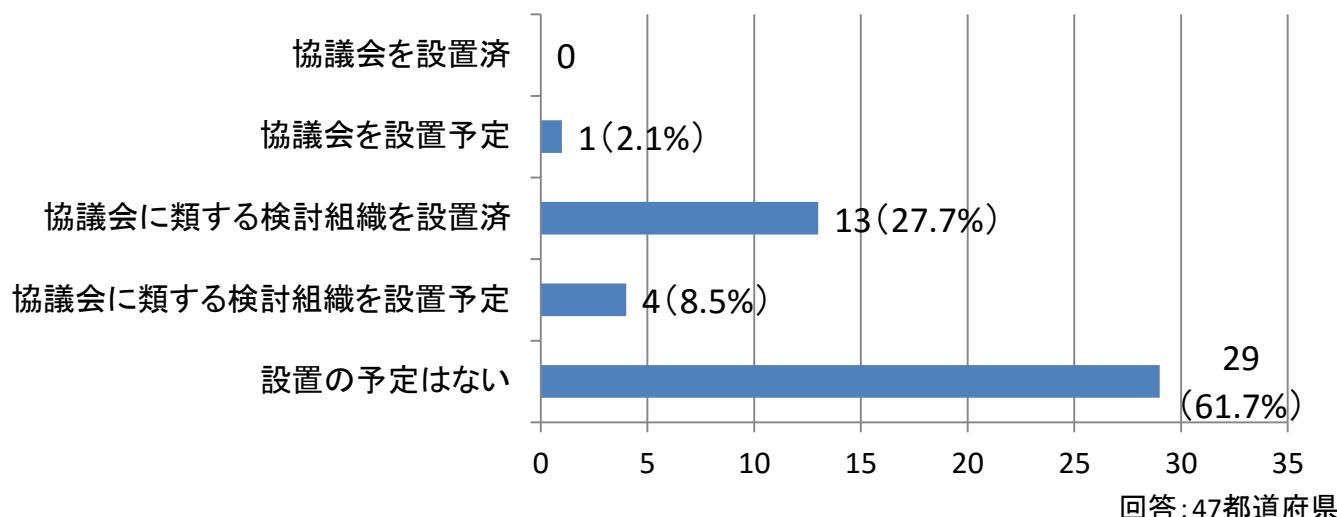


「その他」の主な内容

- ・県内全市町村と新設の在り方について協議
- ・設置の課題等について検討する委員会を設置

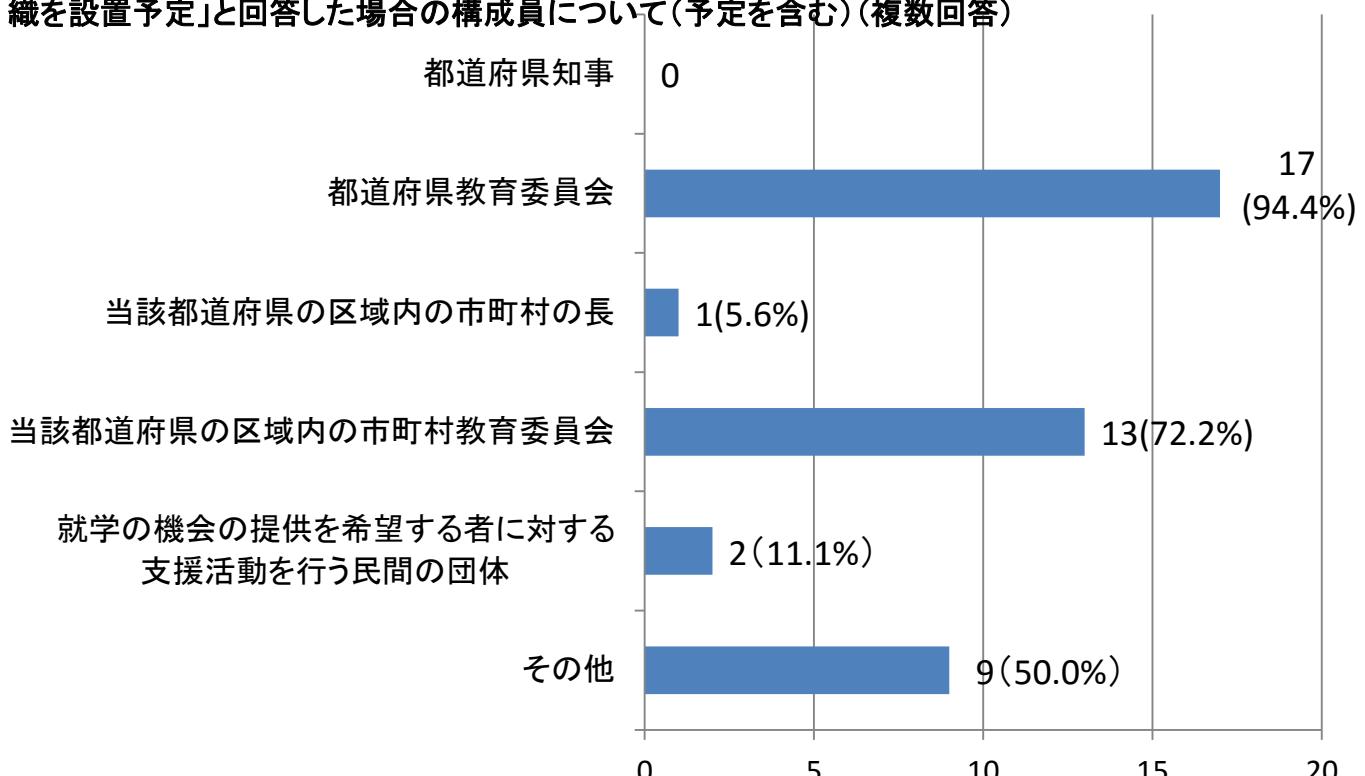
回答: 1-1において、「夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討・準備」と回答した6都道府県

2-1. 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況



2-2. 協議会の構成員

2-1において、「協議会を設置予定」、「協議会に類する検討組織を設置済」、「協議会に類する検討組織を設置予定」と回答した場合の構成員について(予定を含む)(複数回答)

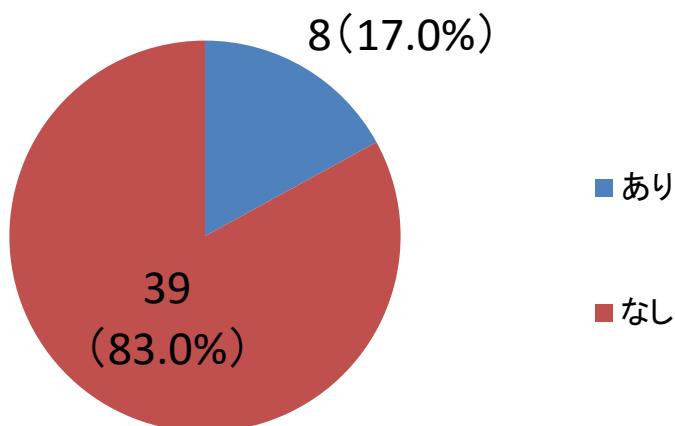


回答: 2-1において、教育機会確保法第15条に基づく「協議会を設置予定」、「協議会に類する検討組織を設置済」、または「協議会に類する検討組織を設置予定」と回答した18都道府県

「その他」の主な内容

- ・県中学校長会
- ・県PTA連合会
- ・定時制高校
- ・青少年総合相談センター
- ・首長部局(社会福祉課、文化国際課)
- ・大学教員
- 等

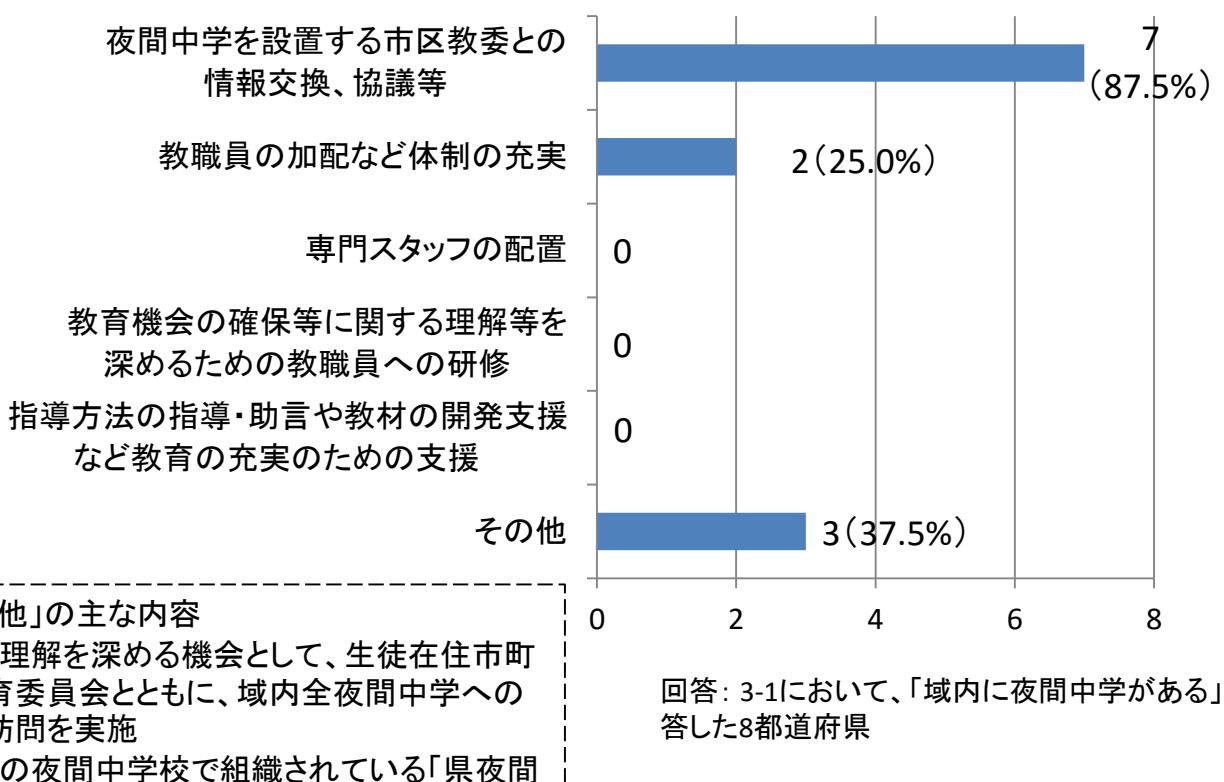
3-1. 域内の夜間中学(市区町村立)の有無



回答:47都道府県

3-2. 夜間中学(市区立)への支援状況

3-1において、「域内に夜間中学がある」と回答した都道府県の状況(複数回答)



4-1. 自主夜間中学や識字講座等の把握状況

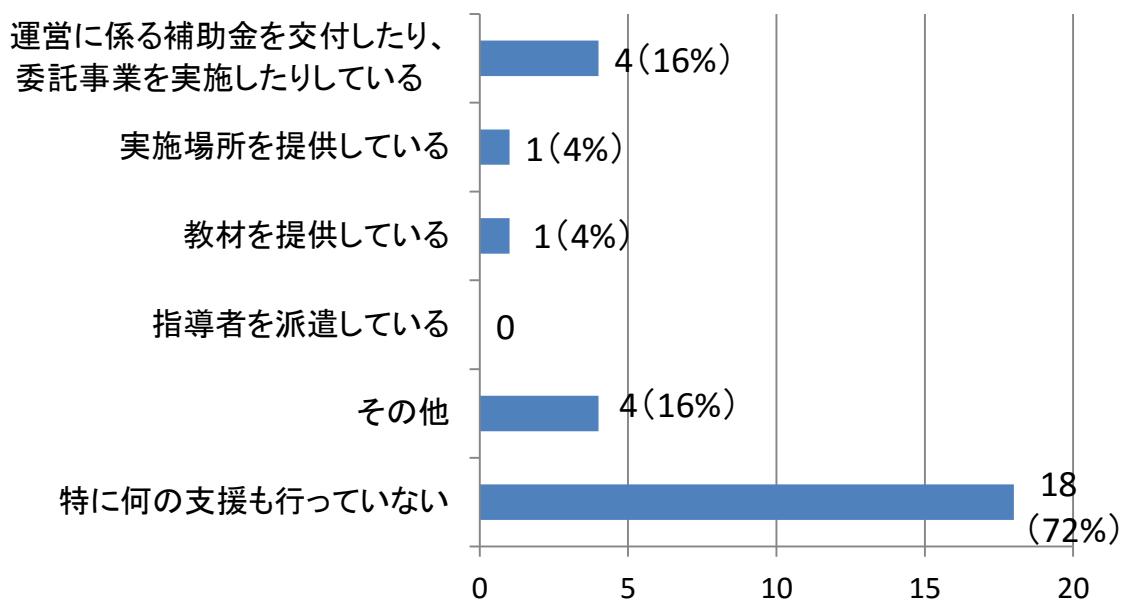
	自主夜間中学	識字講座等
都道府県数	13	20
把握講座等数	21	352

回答：域内の自主夜間中学や識字講座等の存在を把握している27都道府県

* 本調査における「自主夜間中学・識字講座等」の定義：いわゆる自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等

4-2. 自主夜間中学や識字講座等への支援

4-1において把握された、教育委員会や首長部局以外の実施主体による自主夜間中学や識字講座等への支援状況(複数回答)



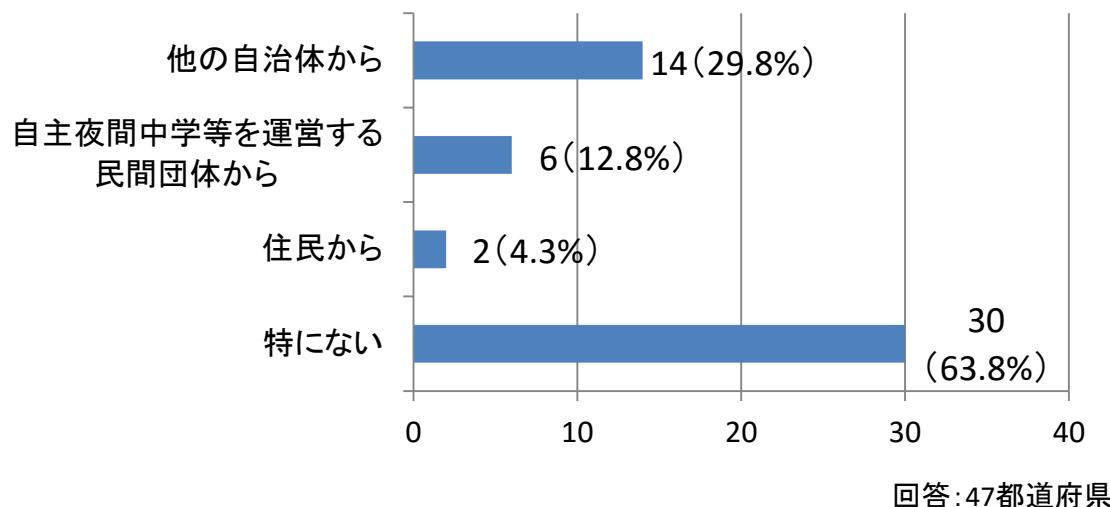
回答：域内の自主夜間中学や識字講座等(教育委員会や首長部局が主催しているものを除く)の存在を把握している25都道府県

「その他」の主な内容

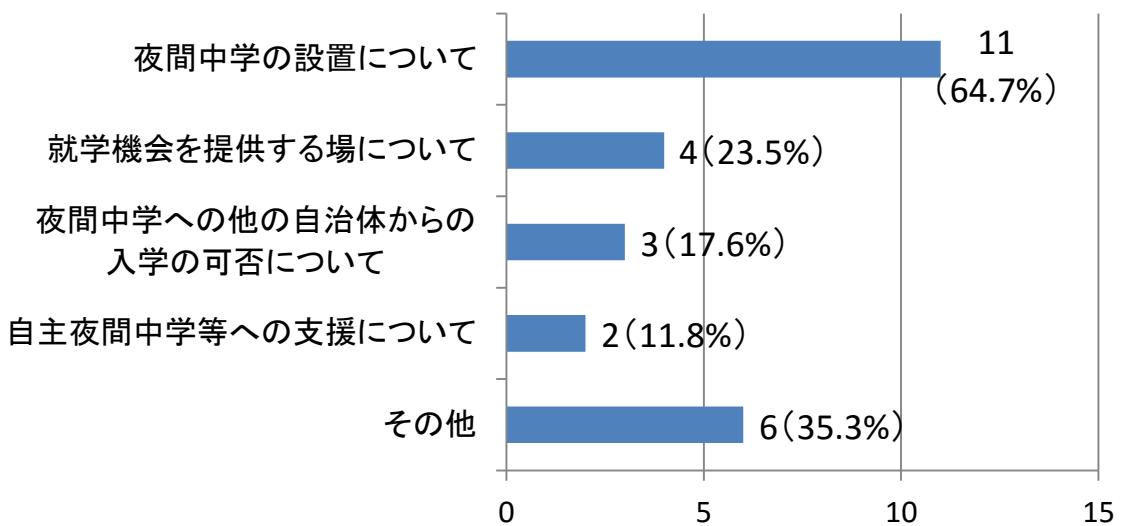
- ・年に数回訪問し、支援に向けた聞き取りの実施
- ・退職校長会や退職予定者等への運営協力の働きかけ
- ・運営スタッフの教育委員会主催教員研修への参加
- ・活動内容等についてWEBページで広報
- ・識字学級指導者研修会、よみかき交流会を県主催で開催

5. 夜間中学等における就学機会の提供等に関する問合せの状況

① 教育機会確保法施行後にあった問合せの主体(複数回答)

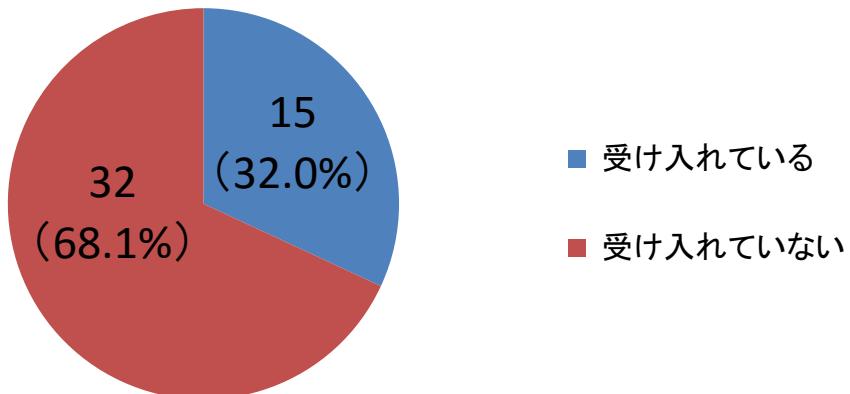


② ①において、「問合せがあった」と回答した場合の問合せの内容(複数回答)



「その他」の主な内容
・本県の検討状況について
・ニーズ調査について

6-1. 特別支援学校における義務教育未修了者の受け入れ状況



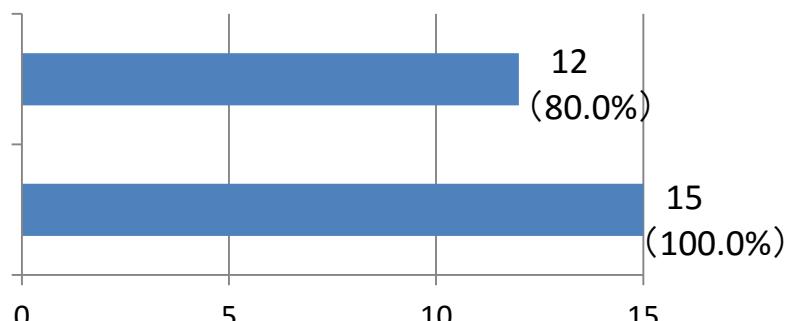
回答:47都道府県

6-2. 特別支援学校における義務教育未修了者の受け入れ要件

6-1において、「受け入れている」と回答した場合の受け入れ要件

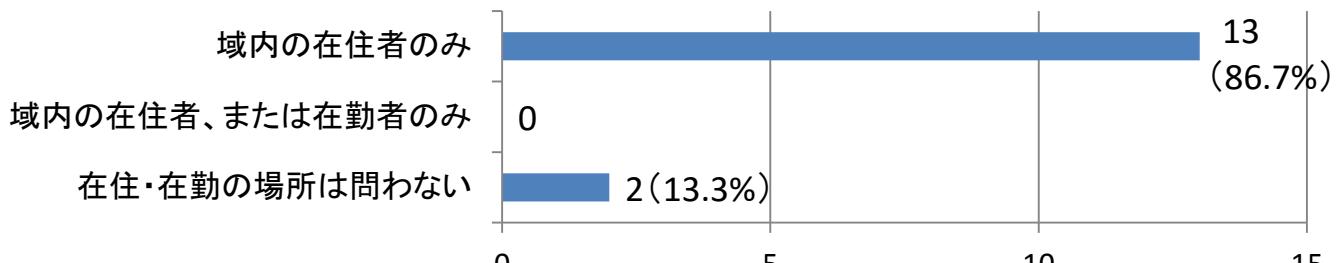
① 障害等に関して(複数回答)

昭和54年の養護学校義務化以前に、
障害のために小・中学校への就学を
猶予または免除されたこと



回答:6-1において、「義務教育未修了者の受け入れを行っている」と回答した15都道府県

② 在住・在勤に関して

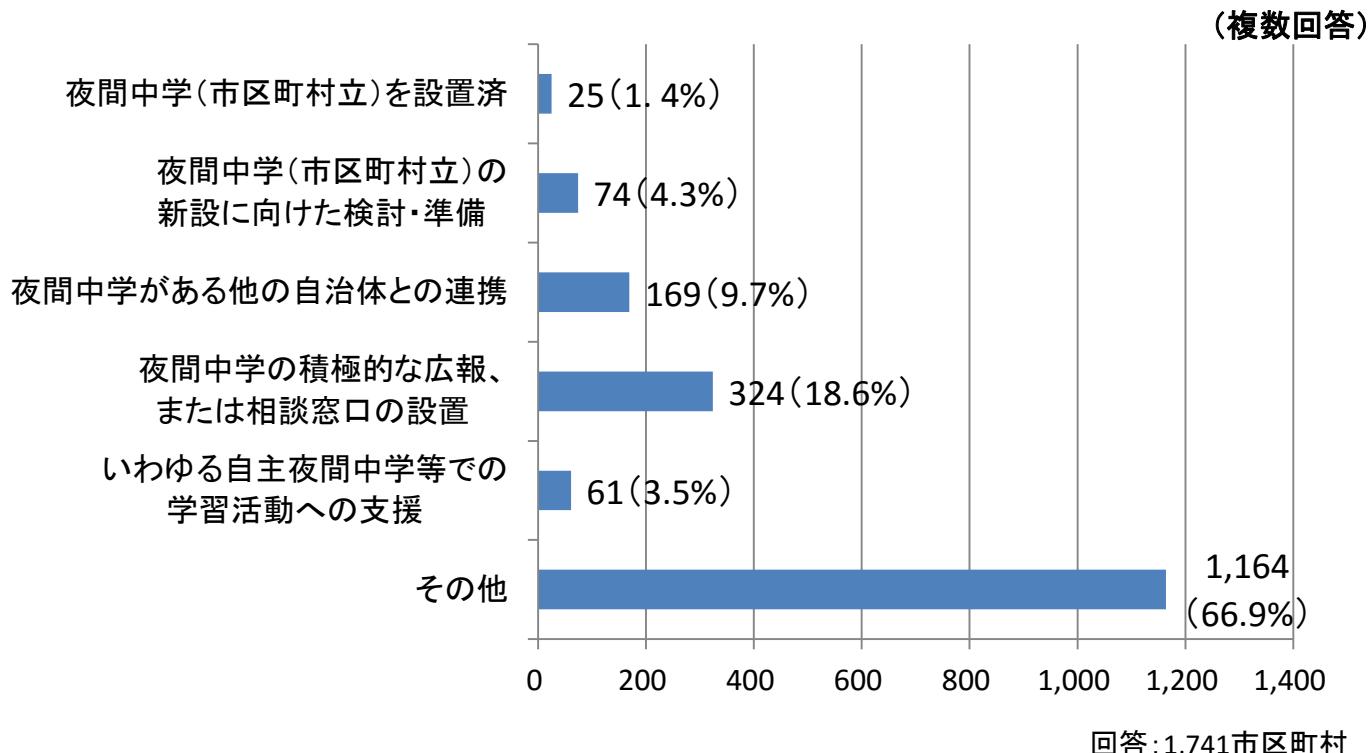


回答:6-1において、「義務教育未修了者の受け入れを行っている」と回答した15都道府県



市区町村調査

1-1. 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置

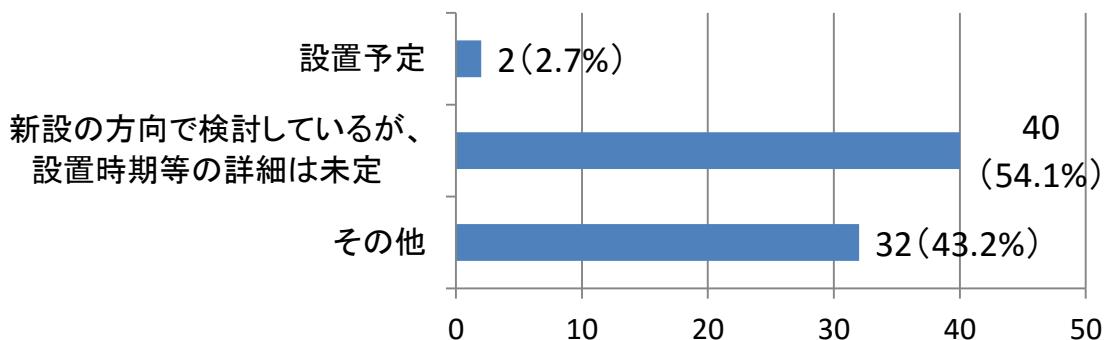


「その他」の主な内容

- ・学齢期を経過した者の、昼間部での受入れ
- ・中学校卒業生(未成年者)を対象とした、市教育研究所での訪問相談と学習支援等
- ・広報活動とニーズの把握
- ・市嘱託職員による学習機会の提供

1-2. 夜間中学(市区町村立)の新設に向けた検討の状況

1-1において、「夜間中学(市区町村立)の新設に向けた検討・準備」と回答した市町村の検討状況

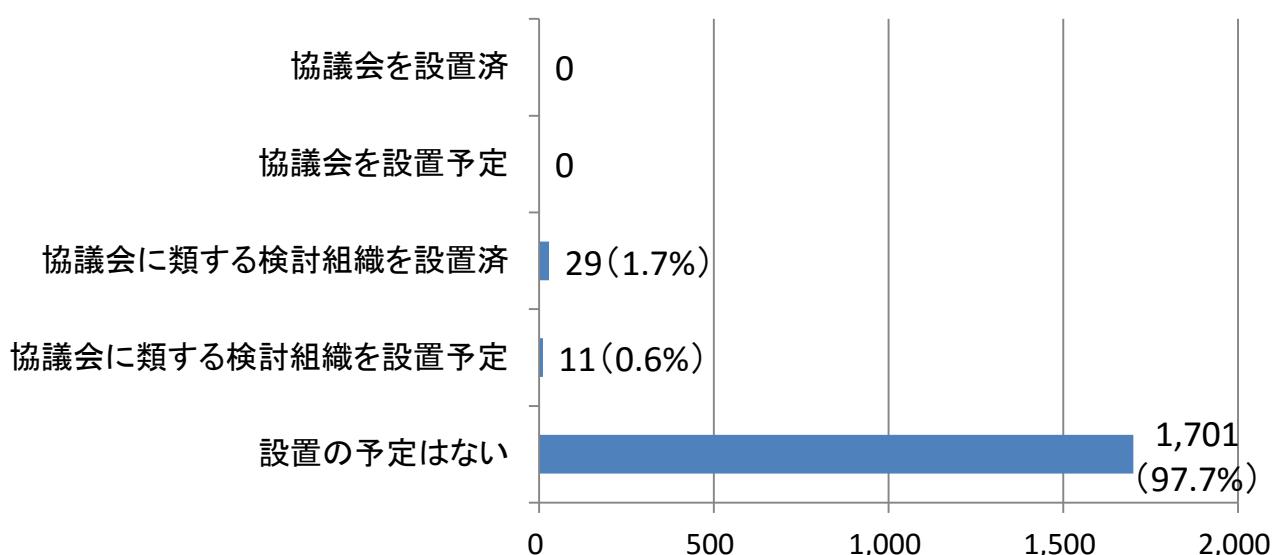


回答:1-1において、「夜間中学(市区町村立)の新設に向けた検討・準備」と回答した74市区町村

「その他」の主な内容

- ・県主催の連絡協議会・検討協議会で検討・協議
- ・県・他市町村と協議
- ・ニーズの把握

2. 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況



回答:1,741市区町村

3-1. 自主夜間中学や識字講座等の把握状況

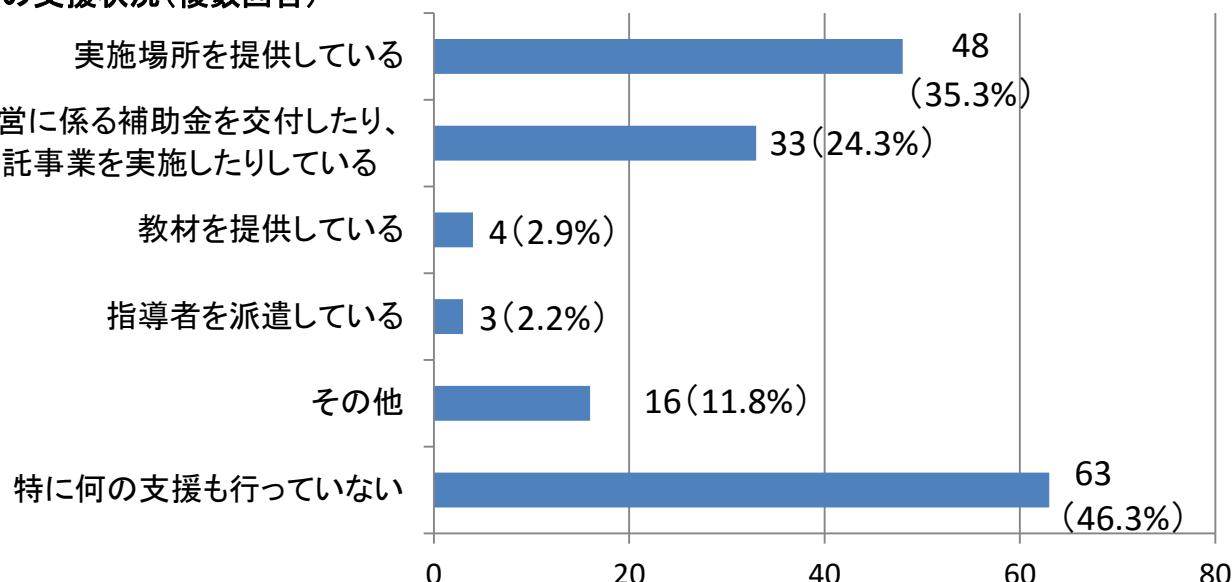
	自主夜間中学	識字講座等
市区町村数	24	146
把握講座等数	25	1,508

回答：域内の自主夜間中学や識字講座等の存在を把握している161市区町村

* 本調査における「自主夜間中学・識字講座等」の定義：いわゆる自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等

3-2. 自主夜間中学や識字講座等への支援

3-1において把握された、教育委員会や首長部局以外の実施主体による自主夜間中学や識字講座等への支援状況(複数回答)



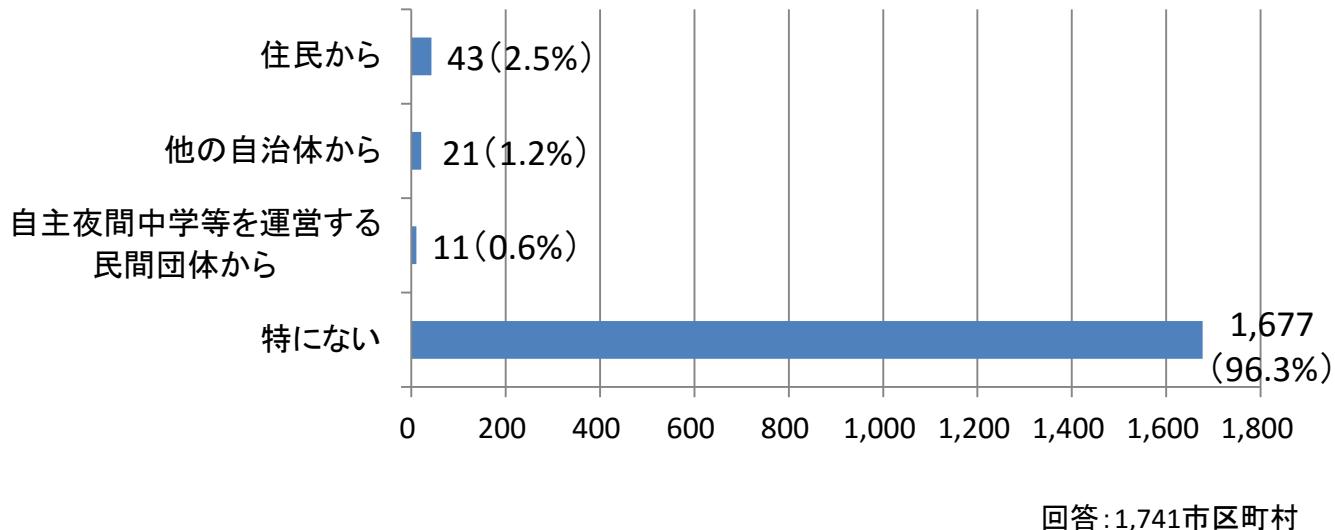
回答：域内に自主夜間中学や識字講座等(教育委員会や首長部局が主催しているものを除く)の存在を把握している136市区町村

「その他」の主な内容

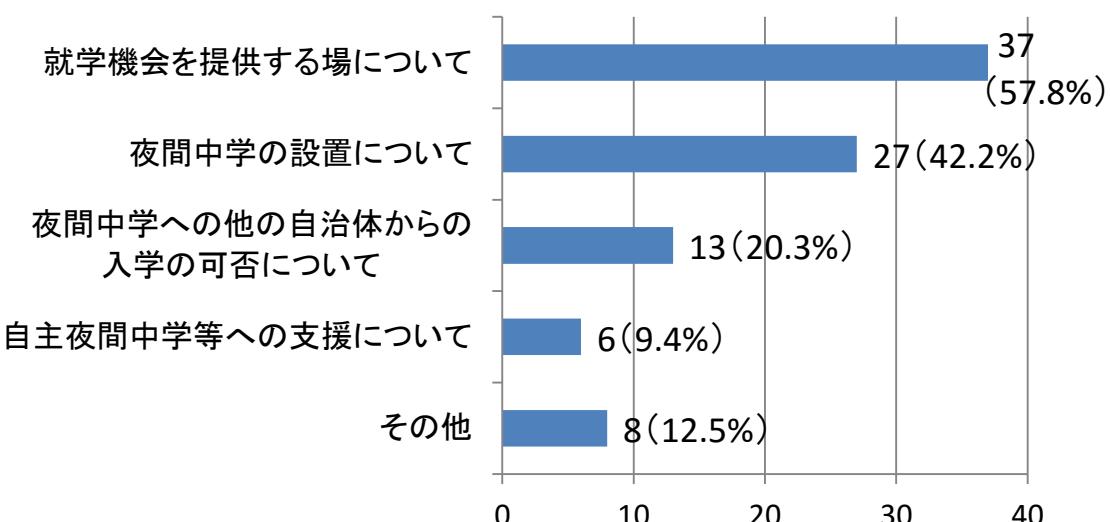
- ・首長部局が任意団体と共に日本語教室を実施
- ・首長部局による補助金の交付や実施場所の提供
- ・定時制高校で始業前に毎日識字教室を一般に開放して実施
- ・講師謝礼を補助

4. 夜間中学等における就学機会の提供等に関する問合せの状況

① 教育機会確保法施行後にあった問合せの主体(複数回答)



② ①において「問合せがあった」と回答した場合の問合せの内容(複数回答)



「その他」の主な内容

- ・域内の夜間中学の有無
- ・夜間中学の入学資格について
- ・他の自治体の夜間中学への入学希望者について

回答: ①において「問合せがあった」と回答した
64市・区・町・村



夜間中学調査

1-1. 夜間中学に配置されている教職員数

① 専任・兼任の状況

職種	専任	兼任	総数
校長	0	31	31
副校長	9	3	12
教頭	18	3	21
主幹教諭	7	0	7
指導教諭	2	0	2
教諭	164	11	175
助教諭	0	0	0
常勤講師	48	3	51
非常勤講師	112	31	143
養護教諭	10	1	11
養護助教諭	15	0	15
栄養教諭	0	0	0
事務職員	8	1	9
学校栄養職員	2	0	2
学校用務員	10	1	11
合計	405	85	490

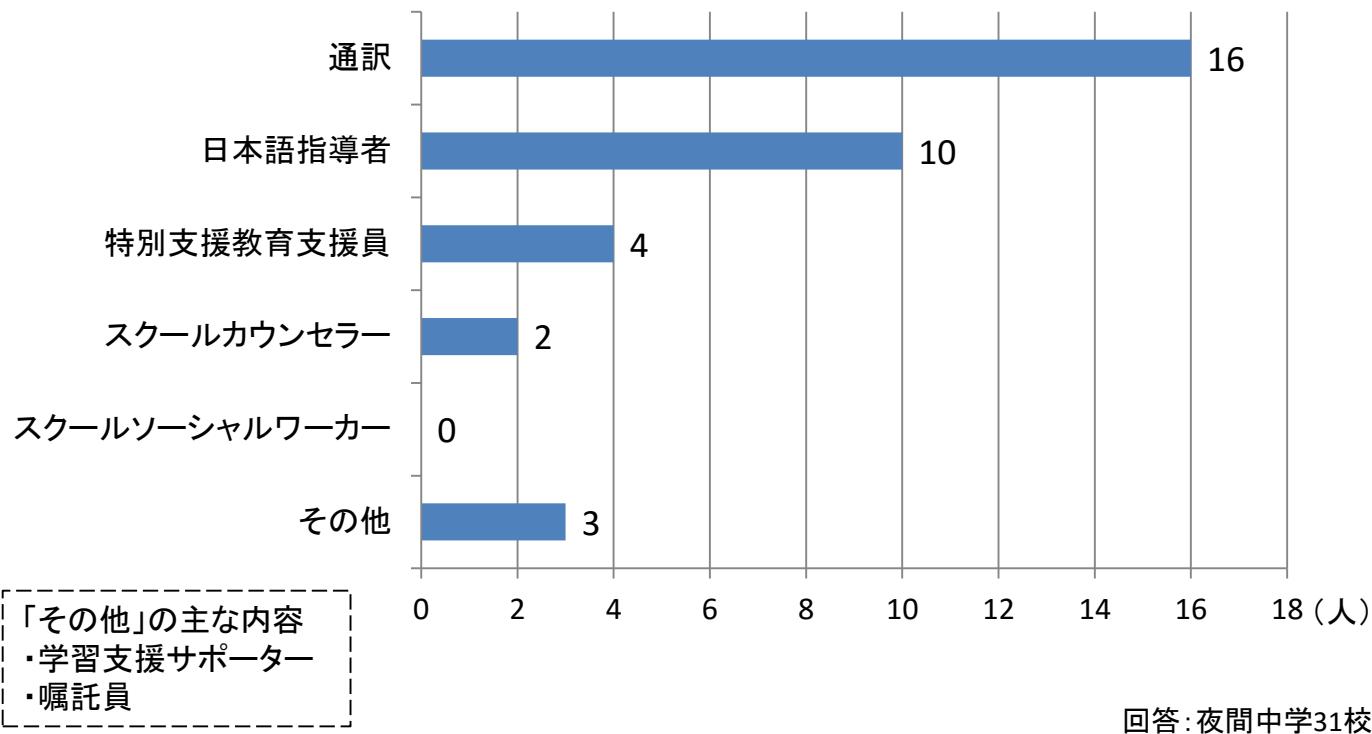
② 給与負担の状況

職種	県費負担 (※)	県単	市単	総数
校長	31	0	0	31
副校長	12	0	0	12
教頭	21	0	0	21
主幹教諭	7	0	0	7
指導教諭	2	0	0	2
教諭	175	0	0	175
助教諭	0	0	0	0
常勤講師	44	0	7	51
非常勤講師	111	6	26	143
養護教諭	8	0	3	11
養護助教諭	10	1	4	15
栄養教諭	0	0	0	0
事務職員	1	0	8	9
学校栄養職員	0	0	2	2
学校用務員	1	0	10	11
合計	423	7	60	490

回答:夜間中学31校

(※)政令指定都市における夜間中学において、国庫負担の対象となる者を含む

1-2. 夜間中学に配置されているその他の職員



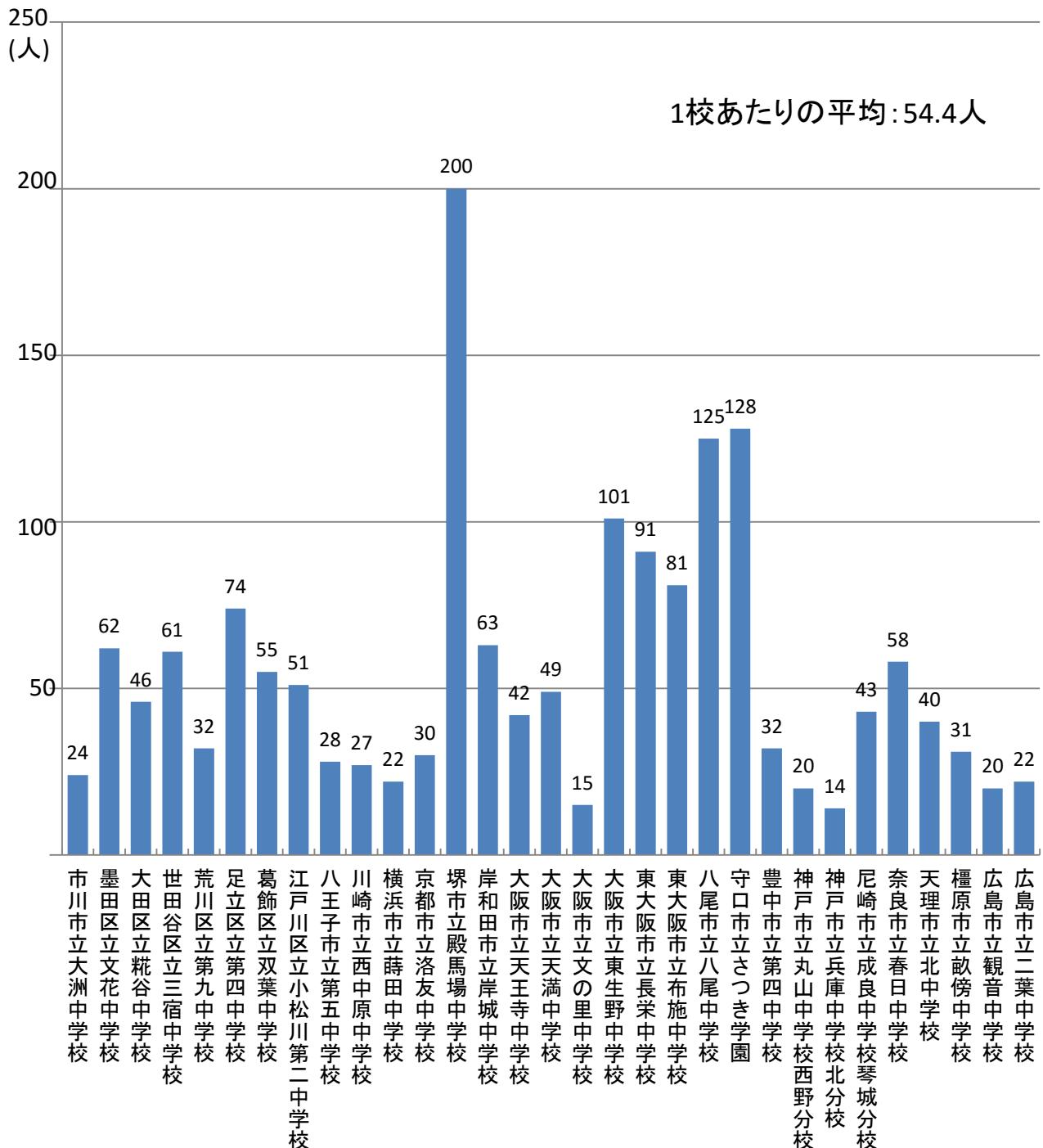
2-1..学年別の生徒数

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
男(人)	105	198	282	585
	(6.2%)	(11.7%)	(16.7%)	(34.7%)
女(人)	184	323	595	1,102
	(10.9%)	(19.1%)	(35.3%)	(65.3%)
合計	289	521	877	1,687
	(17.1%)	(30.9%)	(52.0%)	(100%)

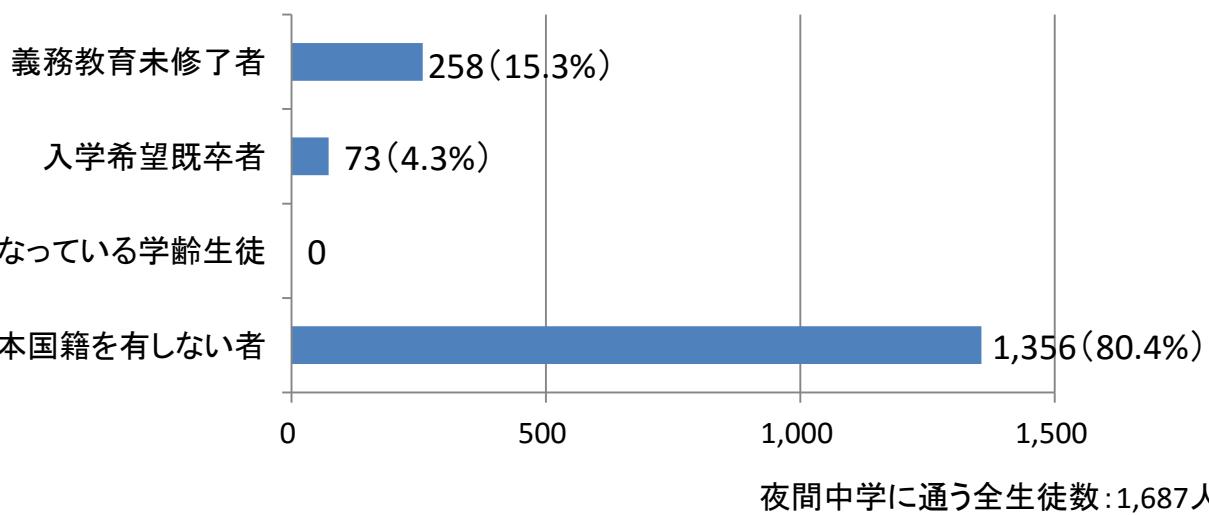
() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

回答: 夜間中学31校

2-2. 学校別の生徒数



2-3. 属性別の生徒数



2-4. 年齢別の生徒数

① 年齢別の生徒数

	学齢期	15(※)～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	196	123	74	45	34	113	585
	(0.0%)	(11.6%)	(7.3%)	(4.4%)	(2.7%)	(2.0%)	(6.7%)	(34.7%)
女	0	146	162	151	172	128	343	1,102
	(0.0%)	(8.7%)	(9.6%)	(9.0%)	(10.2%)	(7.6%)	(20.3%)	(65.3%)
合計	0	342	285	225	217	162	456	1,687
	(0.0%)	(20.3%)	(16.9%)	(13.3%)	(12.9%)	(9.6%)	(27.0%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

② 日本国籍を有しない者の年齢別生徒数(上表の内数)

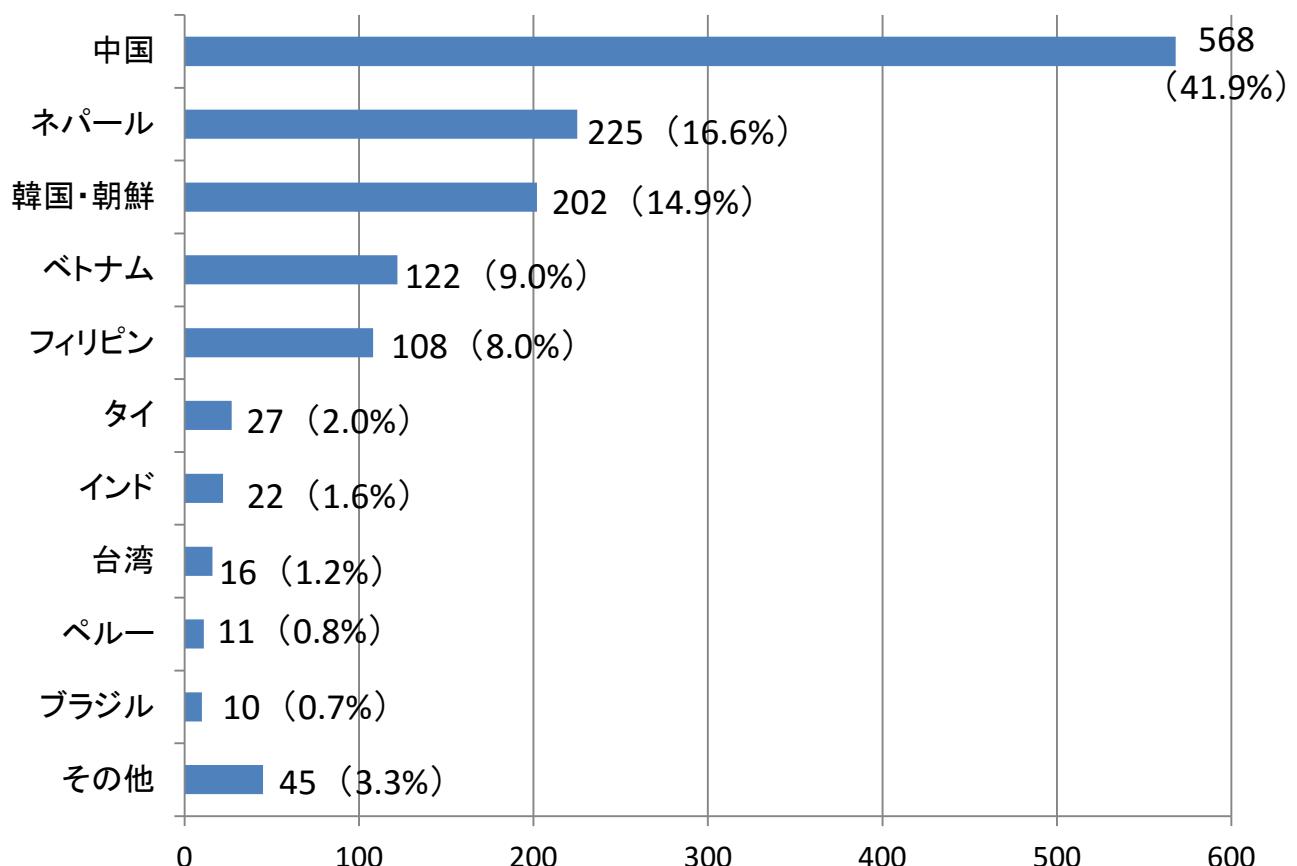
(年齢別)	学齢期	15(※)～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	178	106	70	36	25	45	460
	(0.0%)	(10.6%)	(6.3%)	(4.1%)	(2.1%)	(1.5%)	(2.7%)	(27.3%)
女	0	126	149	145	158	101	217	896
	(0.0%)	(7.5%)	(8.8%)	(8.6%)	(9.4%)	(6.0%)	(12.9%)	(53.1%)
合計	0	304	255	215	194	126	262	1,356
	(0.0%)	(18.0%)	(15.1%)	(12.7%)	(11.5%)	(7.5%)	(15.5%)	(80.4%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

(※)満15歳に達した日の属する学年の終わり以降で、調査時点(平成29年7月1日)に15歳であった者

2-5. 日本国籍を有しない者の国・地域別生徒数

国・地域別



「その他」の主な内容

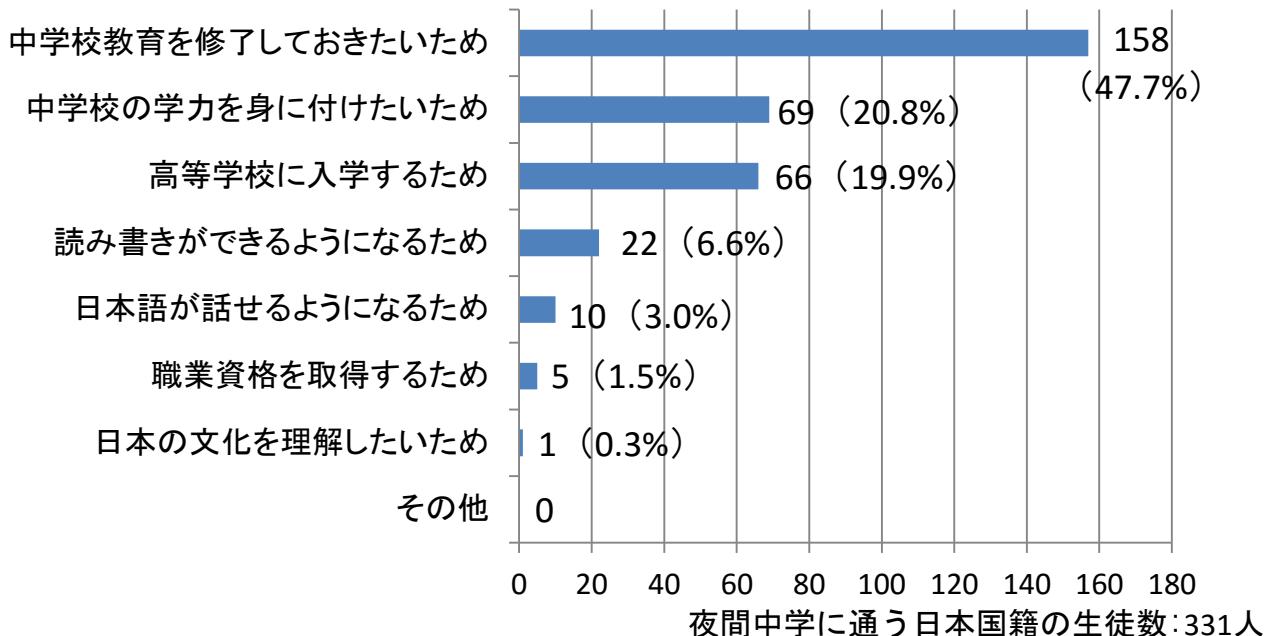
- ・シリア 5人
- ・アフガニスタン、スーダン 各4人
- ・インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、
ミャンマー、ラオス 各3人 等

2-6. 夜間中学入学理由

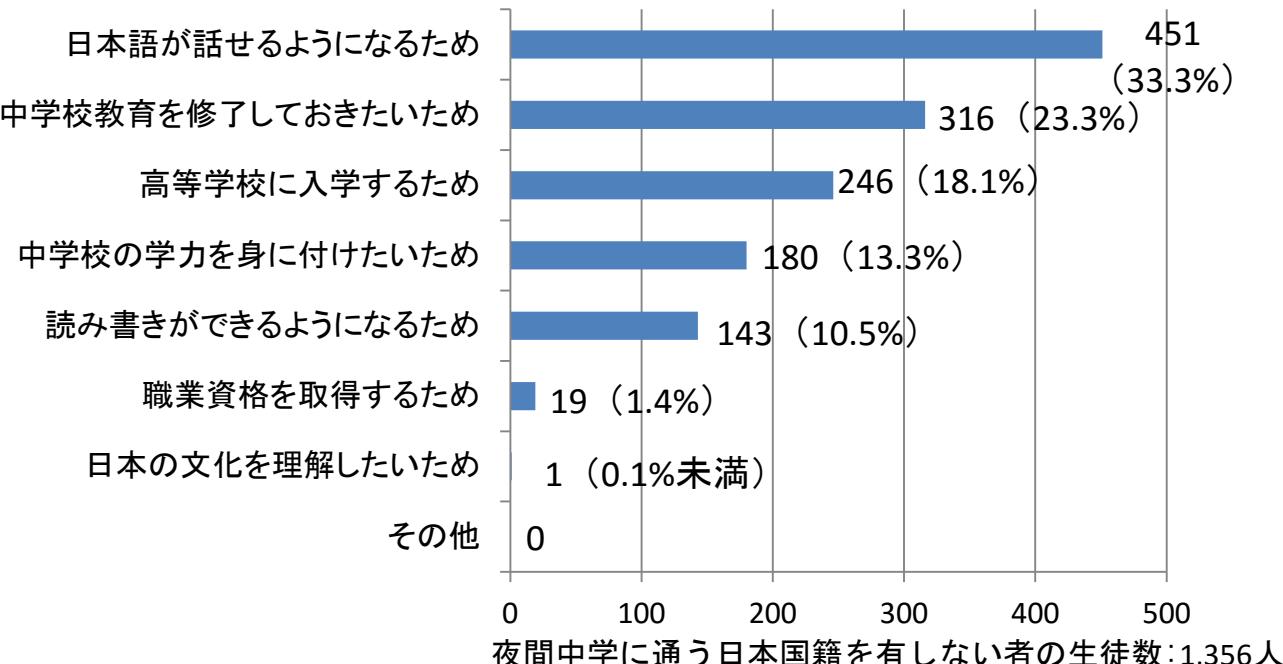
高等学校入学	職業資格の取得	中学校教育の修了	中学校程度の学力の習得	読み書きの習得	日本語会話能力の習得	日本の文化理解	合計
312 (18.5%)	24 (1.4%)	474 (28.1%)	249 (14.8%)	165 (9.8%)	461 (27.3%)	2 (0.1%)	1,687 (100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

① 日本国籍(上表の内数)



② 日本国籍を有しない者(上表の内数)



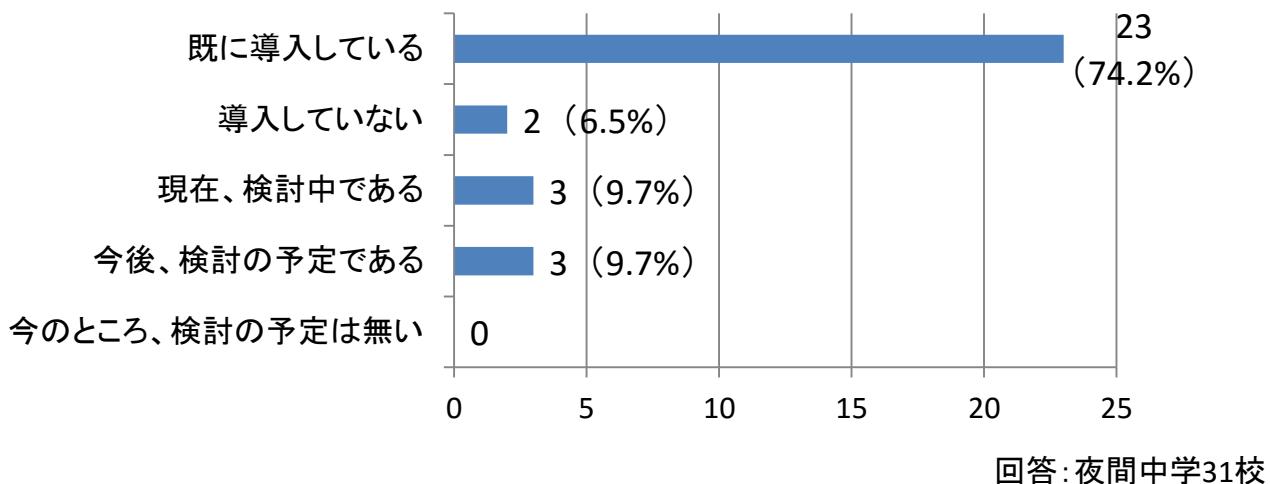
2-7. 夜間中学卒業後の状況(平成28年度卒業生)

(卒業後の状況別)	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	29	126	155
	(8.4%)	(36.6%)	(45.1%)
専修学校進学	0	1	1
	(0.0%)	(0.3%)	(0.3%)
就職	10	50	60
	(2.9%)	(14.5%)	(17.4%)
その他	37	91	128
	(10.8%)	(26.5%)	(37.2%)
合計	76	268	344
	(22.1%)	(77.9%)	(100%)

()内は平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数:344人

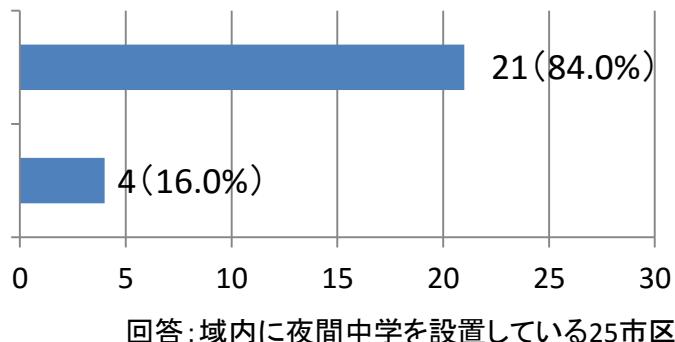
3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況



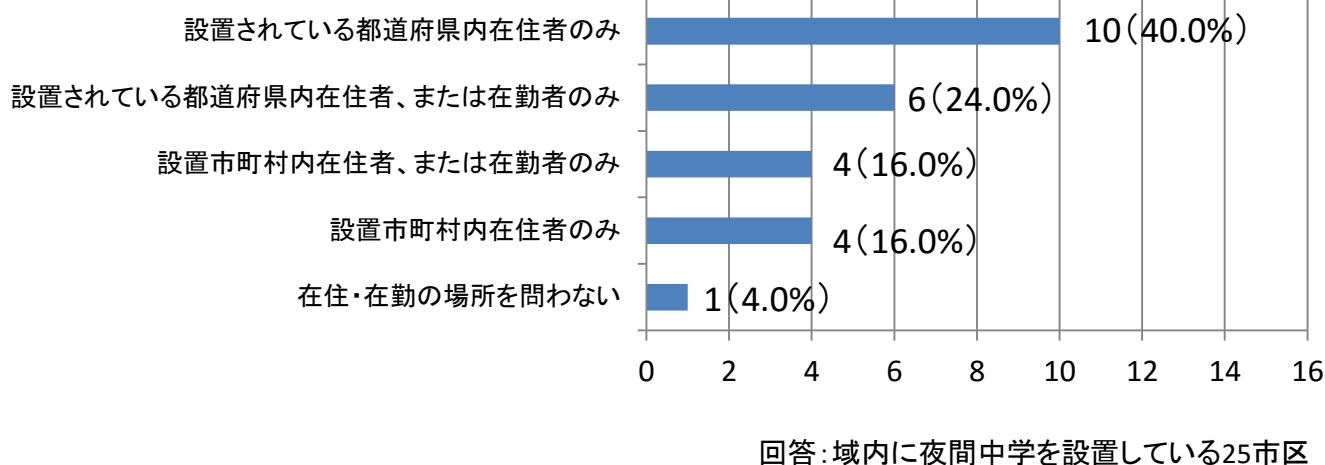
1. 学齢超過者の入学要件

① 中学校卒業に関して

中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者

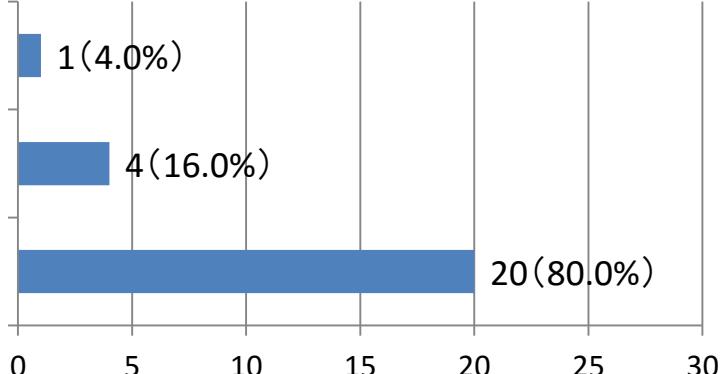


② 在住・在勤に関して

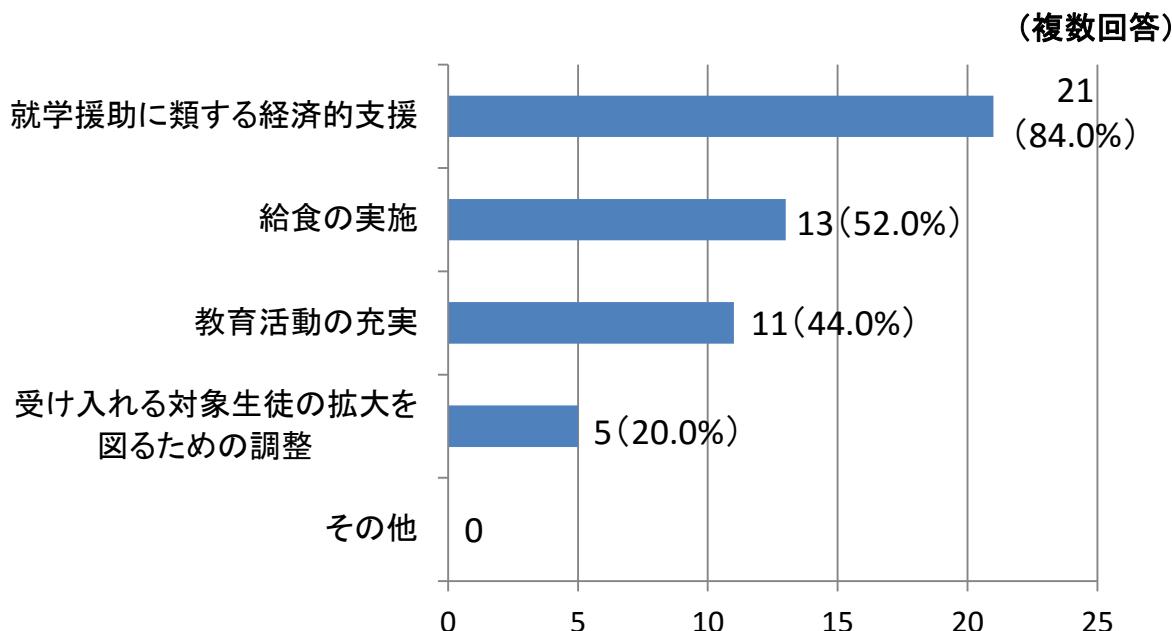


2. 不登校となっている学齢生徒の受け入れに向けた検討状況

受け入れる方向で検討・調整中である



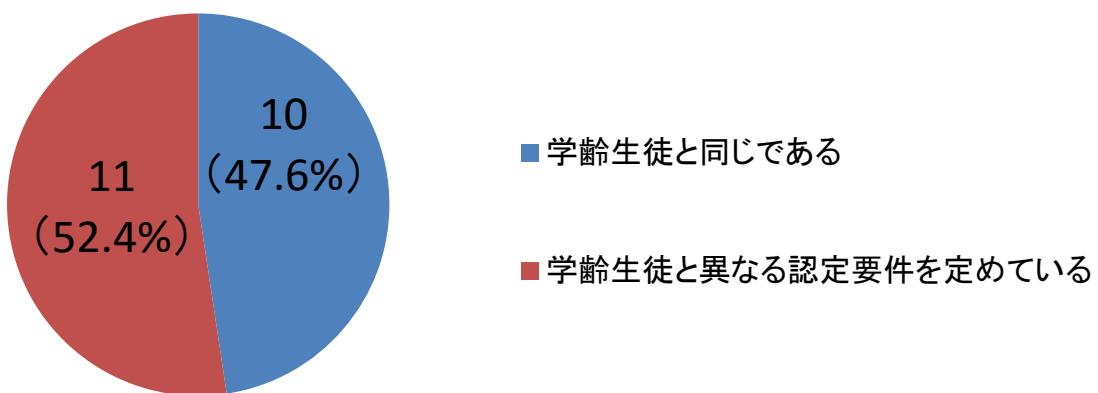
3-1. 夜間中学への支援状況



回答：域内に夜間中学を設置している25市区

3-2. 就学援助に類する経済的支援の認定要件1

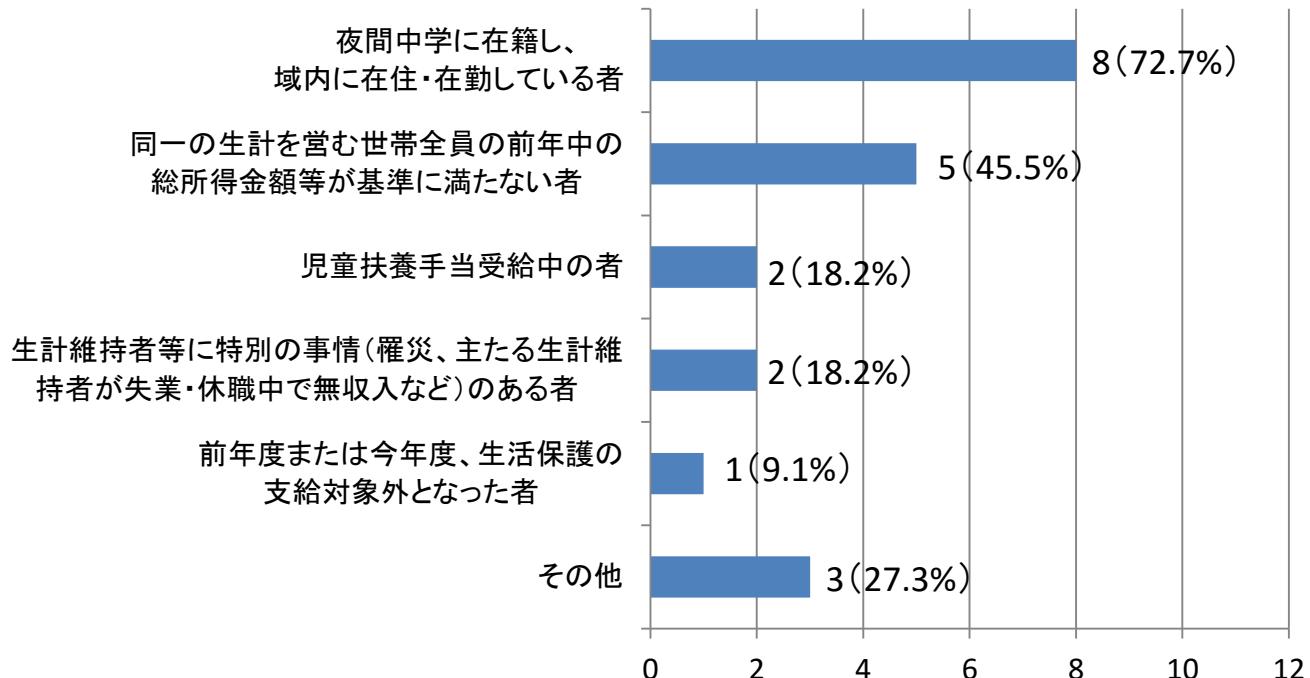
3-1で「就学援助に類する経済的支援」と回答した場合、その経済的支援の認定要件



回答：3-1において、「就学援助に類する経済的支援」を行っていると回答した21市区

3-3. 就学援助に類する経済的支援の認定要件2

3-2で「学齢生徒と異なる認定要件を定めている」と回答した場合、その認定要件（複数回答）



回答：夜間中学を設置し、「就学援助に類する経済的支援」を実施している
市区のうち、学齢生徒と異なる認定要件を定めている11市区

「その他」の主な内容

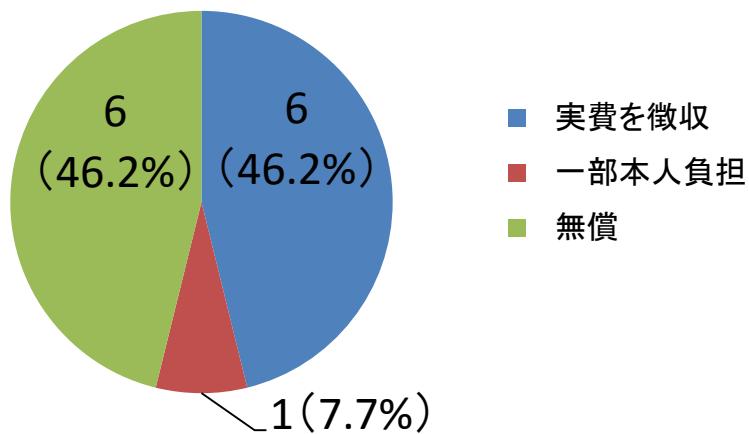
- ・世帯の総収入額が生活保護基準額の2.0倍以下の者
- ・市民税の減免を受けた者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び
永住帰国後の自立支援に関する法律等に基づく支援給付を受けた者

(参考)就学援助とは

就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は、市町村教育委員会が生活保護法第6条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対してなされる援助である。要保護については、生活保護法等により認定基準が定められており、準要保護については、各市町村が認定基準を定めている。

3-4. 夜間中学の給食費の負担状況

3-1で「給食の実施」に回答した場合、給食費の負担状況



回答：夜間中学を設置し、給食を実施している13市区

(参考) 教育機会確保法の概要

■義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(抄)

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかつた者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられている。
- これを受け、地方公共団体においては、
 - ・ 夜間中学を新たに設置すること
 - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められる。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下の条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 都道府県の知事及び教育委員会
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
 - 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○ 協議会で協議等を行う内容としては、例えば、

- ・ 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
- ・ 夜間中学の対象者
- ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
- ・ 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
- ・ 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
- ・ いわゆる自主夜間中学等への支援 などが考えられる。

- 協議会の設置については、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に近い検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて、夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が図られることが期待される。